



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 8 4 号 令和 7 年 1 月 2 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 0	歳入の指定納付受託者を指定した件	財政課
3 1	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
3 2	同	同
3 3	同	同
3 4	土地改良区の役員の就任について届出があ った件	農山漁村振興課
3 5	県営土地改良事業の計画を変更した件	同
3 6	港湾法に基づく港湾隣接地域を指定する件 の一部を改正する件	港湾政策課
3 7	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した 件	教育委員会

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
1	特定調達契約について一般競争入札の相手 方を決定した件	
2	同	
3	同	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
4	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	
5	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	
6	徳島県選挙管理委員会委員長及び徳島県選挙管理委員会委員長職務代理者の氏名等を告示する件	

徳島県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者をふるさと納税拡大戦略推進事業に係る寄附金の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社JALUX	東京都港区港南一丁目二番七。号 品川シーズンテラス十二階	令和六年十二月十九日

徳島県告示第三十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十八施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 四、七〇四、〇〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和六年十二月十九日

四 落札者の氏名及び住所

エバーグリーン・マーケティング株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

五 落札金額

一億五千六十一万二千九百六十三円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和六年十月二十九日

徳島県告示第三十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか二十二施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 三、一五三、六〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和六年十二月十九日

四 落札者の氏名及び住所

エバーグリーン・マーケティング株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

五 落札金額

一億百九十三万九千五百八円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和六年十月二十九日

徳島県告示第三十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

徳島県文化の森総合公園で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 四、五〇八、七〇〇キロワットアワー

契約電力 仕様書による。

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和六年十二月十九日

四 落札者の氏名及び住所

エバーグリーン・マーケティング株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

五 落札金額

一億三千六百二十九万三千三百六十二円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和六年十月二十九日

徳島県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	西崎和人	小松島市坂野町字平田二―一

徳島県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

沼田地区

二 事業名

農業競争力強化基盤整備事業

三 縦覧期間

令和七年一月三十一日から

令和七年三月三日まで

四 縦覧場所

美馬市役所

徳島県告示第三十六号

昭和四十年徳島県告示第百五十七号（港湾法に基づく港湾隣接地域を指定する件）の一部を次のように改正し、令和七年一月二十四日から施行する。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

第二号2を次のように改める。

2 橘地区として港湾隣接地域を指定する範囲

基点 位置

基準点 二級基準点 基 見34（X座標九八四八七・七三二 Y座標一〇六三〇三

・〇六）

基点1 基準点から五五度三五分三五秒九一三・〇九〇メートルの地点

基点2 基点1の地点から二三八度〇七分一一三・七七二メートルの地点

基点3 基点2の地点から一六八度五一分五一・二〇〇メートルの地点

基点4 基点3の地点から一二二度五八分七〇・一〇〇メートルの地点

基点5 基点4の地点から二三三度三一分一一七・四〇〇メートルの地点

基点6 基点5の地点から一八四度一二分三一・四〇〇メートルの地点

基点7 基点6の地点から三二一度二四分三〇・〇一三メートルの地点

基点8 基点7の地点から二二九度五八分二二・九九三メートルの地点

基点9 基点8の地点から一六三度〇〇分四〇・四〇〇メートルの地点

基点10 基点9の地点から一一一度〇七分一四五・〇〇〇メートルの地点

基点11 基点10の地点から二〇六度三二分一三四・七〇〇メートルの地点

基点12 基点11の地点から二七三度一八分二八・三〇〇メートルの地点

基点13 基点12の地点から一八二度一五分三五・〇〇〇メートルの地点

基点14 基点13の地点から一〇五度三一分六二・三〇〇メートルの地点

基点15 基点14の地点から一九一度五三分二五・一〇〇メートルの地点

基点16 基点15の地点から一五四度五〇分四三・六〇〇メートルの地点

基点17 基点16の地点から一二二度三四分七六・九〇七メートルの地点

基点18 基点17の地点から一二六度三一分七〇・二・七四五メートルの地点

基点19 基点18の地点から二一六度三一分三三・四二四メートルの地点

基点20 基点19の地点から二二九度〇〇分二二〇・五六五メートルの地点

基点21 基点20の地点から二二八度〇〇分五五三・〇〇〇メートルの地点

基点22 基点21の地点から二五一度〇〇分五八三・八〇〇メートルの地点

基点23 基点22の地点から三二五度五三分四二三・三〇〇メートルの地点

基点24 基点23の地点から三三六度〇一分二〇・三〇〇メートルの地点

基点25 基点24の地点から三一六度一八分一三・〇〇〇メートルの地点

基点26 基点25の地点から三三三度四七分八二・三〇〇メートルの地点

基点27 基点26の地点から三二四度四八分一六二・一〇〇メートルの地点

基点28 基点27の地点から三三三度三六分一一七・三〇〇メートルの地点

基点29 基点28の地点から二二七度五六分四九・一〇〇メートルの地点

基点30 基点29の地点から一四三度一〇分八八・四〇〇メートルの地点

基点 31	基点 30の地点から二二七度〇八分七七・〇〇〇メートルの地点
基点 32	基点 31の地点から三一七度四十五分一五・〇〇〇メートルの地点
基点 33	基点 32の地点から二一五度五十六分七一・五〇五メートルの地点
基点 34	基点 33の地点から一四五度〇〇分一七二・〇〇〇メートルの地点
基点 35	基点 34の地点から二三六度五十四分二六八・四五一メートルの地点
基点 36	基点 35の地点から二二五度四十三分五八・四二七メートルの地点
基点 37	基点 36の地点から二四六度五十七分八一・二〇〇メートルの地点
基点 38	基点 37の地点から三二九度〇四分六二・八〇〇メートルの地点
基点 39	基点 38の地点から三三三度〇二分一五九・四〇〇メートルの地点
基点 40	基点 39の地点から二六二度一一分九四・四〇〇メートルの地点
基点 41	基点 40の地点から二九〇度一七分三一・五〇〇メートルの地点
基点 42	基点 41の地点から三二四度一九分一六・五四三メートルの地点
基点 43	基点 42の地点から二六〇度一八分二五・〇〇〇メートルの地点
基点 44	基点 43の地点から二一三度三九分一〇〇・〇〇〇メートルの地点
基点 45	基点 44の地点から一九九度四二分一五九・六〇〇メートルの地点
基点 46	基点 45の地点から二六三度一八分三〇・九〇〇メートルの地点
基点 47	基点 46の地点から二八七度五十四分四二・二〇〇メートルの地点
基点 48	基点 47の地点から二一四度〇九分一三・三〇〇メートルの地点
基点 49	基点 48の地点から一一八度四十四分五六・八〇〇メートルの地点
基点 1	基点 1の地点から一五〇度三九分に引いた線、基点 1の地点から基点 49の地点までを

順次結んだ線、基点 49の地点から八六度五〇分に引いた線及び水際線により囲まれた
陸域

徳島県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般社団法人大 学支援機構	徳島市新蔵町二丁 目二四番地	世代を超えて開かれつな がる社会教育推進事業に係る 寄附金の収納の事務	令和六年八 月八日	令和六年十 月十五日

徳島県病院局告示第一号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
生体情報モニタ及び部門システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年十二月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
日新器械株式会社
徳島県徳島市応神町応神産業団地十二番一
落札金額
一億四百五十万円
- 五 一億四百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年十一月五日

徳島県病院局告示第二号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
シーリングペンダント等 十式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年十二月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
日新器械株式会社
徳島県徳島市応神町応神産業団地十二番一
- 五 落札金額
六千六百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年十一月五日

徳島県病院局告示第三号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月二十四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
放射線診断用装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年十二月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー中四国支社徳島営業所
徳島県徳島市沖浜東二丁目三十二
- 五 落札金額
二千三百七十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年十一月五日

徳島県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年一月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
田中ゆたか後援会	田中寛	田中寛	勝浦郡上勝町大字正木字前田 九一番地四	令和六年 十二月二日

徳島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容		異動年月日
徳島維新の会		吉田 知代		主たる事務所の所在地		徳島市万代町五丁目七・五		令和六年十一月二十日
参政党徳島第2支部		亀井 千春		主たる事務所の所在地		美馬郡つるぎ町貞光西山一四七		令和六年十一月二十八日
代表者の氏名		代表者の氏名		代表者の氏名		平野 美樹		
徳島市幸町三丁目四八番地		徳島市富田橋一丁目五六番地		小野木マンション三・二				

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容		異動年月日
高橋 永後援会		高橋 永		主たる事務所の所在地		徳島市昭和町三丁目一・二		令和六年十一月十五日
代表者の氏名		代表者の氏名		代表者の氏名		見田 治		
徳島市北田宮一丁目二二八		徳島市北田宮一丁目二二八		林 伸豪				

		飯泉嘉門後援会			県民会議		それ大志後援会	県民が主人公の明るい 清潔な県政をつくる会 (略称 明るい会)	
		内田伸昭			内田伸昭		曽根大志	見田治	
公職の候補者の	国会議員関係 政治団体の区分	氏名	主たる事務所の 所在地	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類	国会議員関係 政治団体の区分	氏名	主たる事務所の 所在地	氏名	会計責任者の
	衆議院議員	山口泰輝	板野郡松茂町長岸二七一番地	飯泉嘉門、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二 号に係る国会議員関係政治 団体	山口泰輝	板野郡松茂町長岸二七一番地	伊藤功	
	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	山田昌俊	徳島市佐古一番町一四・一五		国会議員関係政治団体以外 の政治団体	山田昌俊	徳島市佐古一番町一四・一五	山本泰夫	
令和六年 十月四日		令和六年 十二月一日		令和六年 十月四日		令和六年 十二月一日	令和六年 十一月一日	令和六年 十一月十日	

徳島を創る会			21世紀あすの
飯泉嘉門			
氏名	会計責任者の	主たる事務所の所在地	(公職の種類)
山口泰輝		板野郡松茂町長岸二七一番地	
山田昌俊		徳島市佐古一番町一四、一五	
十二月一日	令和六年		

徳島県選挙管理委員会告示第三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年一月二十四日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
元 木 は る か 後 援 会	元 木 春 香	令和六年十一月二十日

徳島県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	
田 中 寛	上 勝 町 議 会 議 員	田中ゆたか後援会	勝浦郡上勝町大字正木字前田九一番地四	令和六年 十二月九日

徳島県選挙管理委員会告示第五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和七年一月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称		異動事項		異動年月日
高橋 永	飯泉 嘉門	高橋 永後援会	21世紀あすの徳島を創る会	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	
新		旧		徳島市昭和町三丁目一・二	徳島市北田宮一丁目二二八	令和六年十一月十五日
板野郡松茂町長岸二七一番地		徳島市佐古一番町一四・一五		衆議院議員	徳島県知事	令和六年十二月一日
令和六年十月四日						

徳島県選挙管理委員会告示第六号

次の者が徳島県選挙管理委員会委員長及び徳島県選挙管理委員会委員長職務代理者となつた。

令和七年一月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 徳島県選挙管理委員会委員長

1 住所

名西郡神山町神領字西小野二七

2 氏名

岩丸 正史

3 選挙年月日

令和七年一月十四日

二 徳島県選挙管理委員会委員長職務代理者

1 住所

阿南市日開野町居内一九五

2 氏名

原 務

3 指定年月日

令和七年一月十四日